

2. 法律・施行令・施行規則・告示

No.	区分	名称		備考	頁
2-1	法律	平成25年法律第20号	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律	新旧対照条文	23
2-2	政令	平成25年政令第294号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令	新旧対照条文	37
2-3	省令	平成25年国土交通省令第87号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	新旧対照条文	43
2-4	告示	平成25年国土交通省告示第1055号	建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	新旧対照条文	82
		平成25年国土交通省告示第1056号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号(同規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣が定める要件		92
		平成25年国土交通省告示第1057号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第2号(同規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を定める件		93
		平成25年国土交通省告示第1058号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第10条第4号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件		94
		平成25年国土交通省告示第1059号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条第2号(同規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣が定める事項を定める件		96
		平成25年国土交通省告示第1060号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第23条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件		97
		平成25年国土交通省告示第1061号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準	平成18年1月25日 国土交通省告示第185号の改正	98
		平成25年国土交通省告示第1062号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条第2項及び第25条第2項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準		99
		平成25年国土交通省告示第1063号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第35条第1項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件		100
		平成25年国土交通省告示第1064号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件		101
		平成25年国土交通省告示第1065号	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件	平成21年2月26日 国土交通省告示第217号の改正	102
平成25年国土交通省告示第1066号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件		104		
平成25年国土交通省告示第1130号	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十條第七号の国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件		106		